

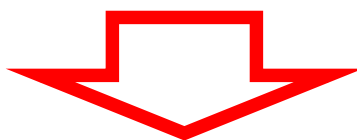
## 〈農地の相続等の届出のお願い〉

**農地を相続したときは・・・**

農地の相続したけど、  
どうしたらいいの？



地元の**農業委員会**に  
**届出**をお願いします。



**農業委員会では、例えば、相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。**

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

**手続きは簡単です。農業委員会の窓口までお越しください！**

神石高原町農業委員会 事務局

電話：0847-89-3350

E-mail：jk-nogyo@town.jinsekikogen.hiroshima.jp